

返戻金制度

当組合の紹介により就職した者が、入社後 3 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

1. 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
2. 入社後 1 か月以上 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※但し、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。

以上

サイハン富山協同組合
代表理事 酒井重数

許可番号：16-ユ-300202